

享四年十一月非人小屋裁許の口演書に、先頃刀鍛冶守種六藏非人小屋へ御入置、今以兄弟二人罷在。と見たり。此の口演書にて見れば、守種六藏も清光長兵衛と同じく困窮飢渴におよび、救小屋へ入られたるなるべし。されば松任町に其の子孫あるも、救小屋より出で、再び松任へ歸籍して子孫連綿せしにや。また按ずるに、寶永元年九月金澤城内三ノ丸番所飾鎗取除相成節、番人より取調書に。

一、御鎗拾筋 銘寫

内 加州住 藤原信忠

二本

加州住 藤原盛種作

二本

加州住 藤原兼春

一本

自餘略す。

右盛種は守種なるべく、盛種とも銘したる歟。

○鍛冶兼若傳

刀鍛冶系圖に云ふ。初代兼若四郎右衛門と稱す。志津三郎兼氏の末流にて、美濃國に居住す。二代兼若四方助と稱し、天正の頃加賀國に來住す。三代兼若甚六と稱し、寛永の頃受領し、越中守高平と改稱す。四代兼若又助と稱す。

五代兼若四郎右衛門と稱す。とあり。享保五年正月甚太夫兼若の由緒書には、元祖兼若四郎右衛門は、志津三郎兼氏流にて、高德公御代尾州より被爲召、御腰物等打立被仰付。其後金澤へ被爲召、瑞龍公御代高岡・富山へも被召連打物被仰付。二代兼若甚六、苗字辻村と申候。微妙公御代由緒御尋有之、可奉願旨被仰出、則八條宮及近衛殿へ御書被遣、官錢等諸入費拜領被仰付。上京之時分足輕御小人被爲添、則越中守高平与受領仕、八條宮及近衛殿より御服一重宛頂戴仕。其旨微妙公之御聽に奉達處、御意を以、鍛冶町にて前口六間四尺之居屋敷并鎚打共之居屋敷迄拜領仕。三代景平四郎右衛門。四代兼若又助、實は高平之三男之處、景平之養子に相成、延寶五年正月病死。五代兼若四郎右衛門實永八年五月病死。其子兼若甚太夫之由記載す。貞享元年八月鍛冶取調書に、兼若・勝國・高平とて、上作の最初に載せたり。後々に至つても刀劔鑑定家、四郎右衛門兼若・甚太夫兼若とて、兼若の隨一とす。享保五年幕府への上申書にも、兼若甚太夫は元祖兼若より六代家業相續し、打物宜しく仕。とあり。但し此後兼若の家筋斷絶せしとて、子孫

なしと。今堀川太巖寺境内に甚太夫兼若の墳墓ありと云ふ。

○鍛冶兼卷傳

刀鍛冶系圖に云ふ。初代兼卷喜齋と稱し、濃州關兼定の末流にて、天正の頃加州に來住す。二代兼卷五郎左衛門と稱し、元和の頃越中に居住す。三代兼卷清藏と稱し、寛永の頃より加州に居住す。四代兼卷も清藏と稱す。とあり。加越能鍛冶由來考にも、兼卷は濃州和泉兼定流にて、初代兼卷は則關兼定が末なり。喜齋と號し、天正の頃加州に來る。二代兼卷は宮村五郎左衛門と云ひ、越中に住す。元和の頃也。三代兼卷は宮村清藏と云ひ、寛永の頃小松に住し、世に小松兼卷と稱す。といへり。享保五年兼卷五郎左衛門由緒書に云ふ。元祖喜齋儀、濃州和泉守兼定弟子流、剃髮以前兼卷五郎左衛門と申候。高德公御代濃州より被召寄、越中森山に而打物被仰付。高祖父兼卷五郎左衛門、瑞龍公高岡に被召連、打物被仰付。曾祖父兼卷清藏、微妙公御代五人扶持五拾俵被下置、打物御用之外一尺より長き道具脇に打出間敷旨誓詞被仰付。其後小松に被召、於小松屋敷拜

領、家作被仰付被下置、承應四年病死。祖父兼卷十右衛門は、元祿元年病死。父兼卷五郎左衛門剃髮後喜齋と稱し、先年より病身にて、打物細工不仕。此子當兼卷五郎左衛門儀、實は喜齋之甥之處、養子罷成。とあり。同年幕府への上申書に、兼卷五郎左衛門は、先祖五郎左衛門兼卷より六代家業相續仕。と載せられたり。此の後子孫尙連綿せしか、未だ詳かならず。兼卷數代の中にも、三代兼卷は、寛永の末頃利常卿小松在城の頃小松に召置かれ、小松にて打物命ぜらる。故に小松住兼卷と銘す。依つて世人小松兼卷と稱し、他國にては殊に賞翫すといへり。利常卿も此の兼卷は賞翫し給ふに依りて、他國等へ一尺以上のものを打出す事を禁ぜられしなり。加藤惟寅の蘭山私記に、寶曆七年六月江戸本阿彌家より申越し、明曆以前之鍛冶刀脇指極札付くる事相極めたり。加州之兼卷・大坂之丹波守吉道等金二拾五兩之札付くる由。とあり。右兼卷は則ち世人賞翫する小松兼卷が作に限るならんか。吾が金澤にては兼若・勝國或は炭宮の兼春を賞翫すれど、本阿彌家にては兼卷をば加州新刀の最上とすといへり。